

## F ターンインターンシップ受入企業支援金支給交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、福島県外の大学生等の県内事業所におけるインターンシップ参加を促し、県内事業所の魅力の理解促進を図ることを目的に、県外大学生等を対象とする F ターンインターンシップを行う事業所に対し、その実施に要する経費について、予算の範囲内で支援金を支給するものである。

### (支給対象者及び要件)

第 2 条 支援金の対象者は、福島県外に所在する、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校に在籍し、かつ県外に居住する学生（以下「県外大学生等」という）に対し、F ターンインターンシップを実施し、その経費を学生に支給した県内事業所とする。

### (支援金の支給額及び要件)

第 3 条 支援金は、県外大学生等のインターンシップ受け入れに際し、事業所が負担した対象経費に 1/2 を乗じた額を、受け入れた県外大学生等 1 人あたり 10,000 円を上限に支給する。また 1 事業所あたりの補助対象上限数は 5 名とする。  
また、対象経費について他機関の補助を受けている場合及び受ける予定のある場合は、支給対象外とする。

### (対象経費)

第 4 条 対象となる経費は、交通費・宿泊費支給申請書（様式 1）により、県外大学生等から申請を受けて事業所が県外大学生等に支給した、次の経費とする。

#### (1) 県外大学生等がインターンシップに参加した交通費実費

- ・福島県外から県内の事業所までの往復とし、合理的なルートに限る。
- ・領収書のあるもののみとし、IC カード使用は対象外とする。
- ・公共交通機関（電車、新幹線（グリーン車を除く）、高速バス、飛行機等）の運賃を対象とする。（タクシー、レンタカー、ガソリン代、高速道路料金は対象外）

(2) 県外大学生等が 2 日間以上のインターンシップにおいて、滞在するために要した県内での宿泊費実費。（ホテル等宿泊施設に宿泊したものに限る。またインターンシップ実施日数分までを対象とする。）

### (支援金の交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする事業所の事業主は、F ターンインターンシップ実施日が属する年度の 3 月 6 日までに、F ターンインターンシップ受入企業支援金申請書（兼

実績報告書）（様式 2）に次の書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

(1)交通費・宿泊費支給申請書（様式 1）の写し

(2)対象経費（交通費・宿泊費）の領収書の写し

(3)県外大学生等への支払いが証明できるもの（様式任意、現金払い時は、県外大学生等の受領印必須）

（支援金の支給決定及び額の確定通知）

第 6 条 事務局は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、支援金の支給決定及び額の確定を行い、支給決定通知書（様式 3）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の支払）

第 7 条 事務局は、前条による支援金の支給決定及び額の確定を行った場合は、通知から 10 日以内に指定口座に振り込むものとする。

（支給決定の取消）

第 8 条 事務局は、この要綱に違反し、又は偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があるときは、支給決定を取消し若しくは減額し、全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることができる。

（関係書類の整備等）

第 9 条 支援金の支給を受けた者は、インターンシップに係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、インターンシップの完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、5 年間保存しなければならない。

（所掌）

第 10 条 この要綱に関する事務は、福島県の委託事業者において所掌する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。